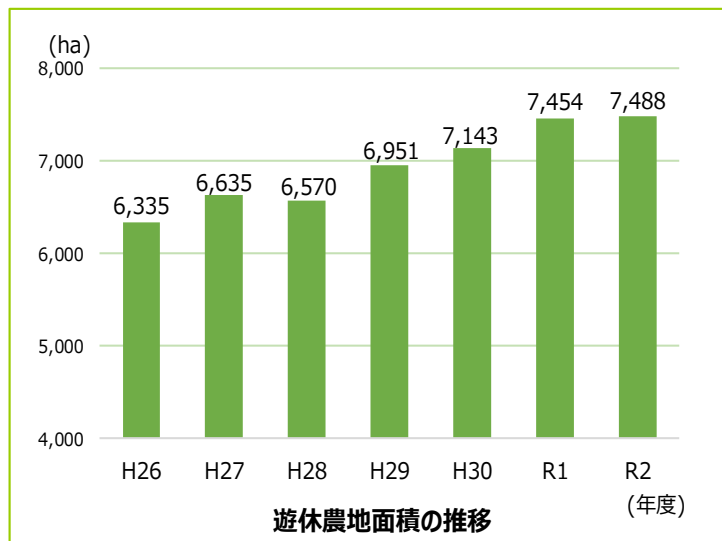


香川県農業の「人と農地関連」施策の課題とその要因

- 農業者の減少・高齢化に伴い、遊休農地が増加 ⇒ 遊休農地の耕地面積に占める割合：全国ワースト5位(R2)
- 核となる担い手への農地の集積・集約化の伸び悩み ⇒ 全国平均(58.9%)を下回る状況(R3)

遊休農地の増加



全国ワースト5位

<遊休農地の耕地面積に占める割合>

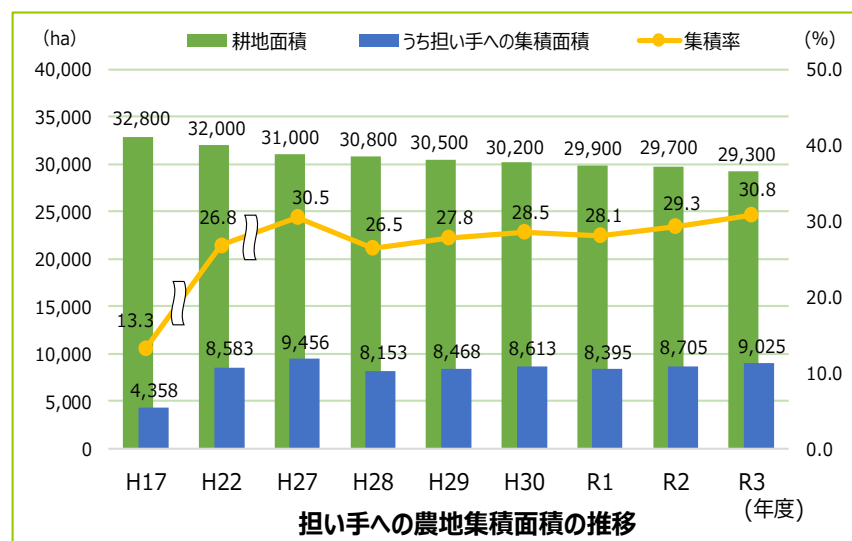
- 1 東京都:32.2%
 - 2 長崎県:26.9%
 - 3 愛媛県:22.2%
 - 4 山梨県:22.2%
 - 5 香川県:20.1%
- …
全国平均: 6.1%

- ・ R2遊休農地面積:7,488ha
- 再生が可能:1,057ha(14%)
- 再生が困難:6,432ha(86%)
- ※ 再生が困難な農地のシェアは、8割を超える

<主な構造的要因>

- 行政ニーズが多様化する一方、農地の利用調整を行う市町や市町農業委員会事務局の人員は減少し、事務負担が増加
 - ・ R3市町農業部門職員数:263名(10年前から1割減)
- 県農地関係課が複数にまたがることによる市町への指導不足
 - ・ 農政課：農業振興地域整備計画制度の運用、農地転用等の許可
 - ・ 農業経営課：遊休農地対策・非農地化、農地中間管理事業

担い手への農地集積の伸び悩み



全国平均(58.9%)を下回る

国からの提示により、令和5年度目標値を67%に設定

<主な構造的要因>

- 農業者の高齢化に伴う、担い手数の伸び悩み
 - ・ R3認定農業者数:1,702人(15年前から1,700人前後で推移)
- 兼業農家の総農業数に占める割合の高さ
 - ・ 兼業農家比率:81.5%(H27農業センサス)
- 狭小な農地や特殊な水利慣行といった本県特有の事情
 - ・ 一戸あたりの耕地面積:1.0ha(全国42位：R2農業センサス)
 - ・ R3基盤整備率:39%(全国67%)

【課題解決に向けた方向性】

- ・ 市町や市町農業委員会等の地域活動をサポートし、地域において課題を解決する後押しが必要
- ・ 農業の基盤となる農地と農業者の維持・確保については、地域全体の課題として捉えて、地域が一体となった取り組みが必要



農地最適利用マネジメントの推進

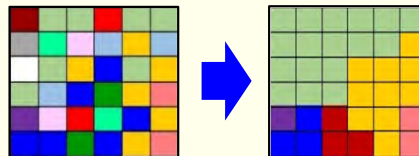
国の法律改正(農地関連法改正)の動き

- ① 農業経営基盤強化促進法の改正
(令和4年5月成立)
 - ・市町において、**将来の農地利用の姿を明確化する『地域計画』の策定を法定化**
- ② 農山漁村活性化法の改正(同上)
 - ・受け手のいない**農地の保全等を推進**

< ① 農業経営基盤強化促進法 >

- 将来の農地利用の姿を明確化した『**地域計画**』を策定
※施行から2年以内(R7.3.31を予定)策定

【農地の集積・集約化のイメージ】



< ② 農山漁村活性化法 >

- 農地として維持することが困難な土地について、省力的かつ簡易な手法による**粗放的利用**(景観作物の栽培、鳥獣緩衝帯、非農地化など)を推進



農地最適利用 ≠ 担い手の農地の集積・集約化 + 担い手ほかの粗放的利用等

市町における『地域計画』策定などの農地の利用調整に係る取組みは、本県農業の持続可能性を左右

- 地域での協議を通して、農地の農業利用・保全等を計画的に進め、適切な利用を確保するなど、**農地の最適利用の実現に向けた農地マネジメントを推進**するため、**県が人材やノウハウ等を活用して、市町を伴走型支援**

具体的取組のポイント

(詳細は、次ページ以降)

- ① 市町ごとに、県が主導し、農地マネジメントを行う推進チームを設置
- ② 農地の最適利用に係るマネジメントを推進し、モデル的な取組みとその横展開を支援

具体的方策

将来の農地最適利用の検討

市町が行う地域計画の策定等に向けた下記取組みを支援

- ① 『地域計画』を含む農地最適利用の検討(エリア設定)
- ② 農地保全等区域の粗放的利用の検討
- ③ 遊休農地の再生利用の検討
- ④ 基盤整備事業の活用検討
- ⑤ 遊休農地の非農地化(林地化等)の検討



農地最適利用の実現に向けた支援

農地最適利用の実現性を高めるためのモデル的な取組みを支援

- ① 農業者等の協議の活発化
- ② 農地の簡易な基盤整備(再生・利活用)
- ③ 省力化技術の実証
- ④ 非農地化の促進



将来の農地最適利用の検討



○その他、農地の最適利用を図るための支援

地域計画の実現に向けた基盤整備の支援

『地域計画』の実現を促進するため、基盤整備やパイプライン、暗渠排水等の整備を支援

農地最適利用マネジメント推進事業【令和5年度予算額 40,000千円】

<事業のポイント>

香川県農業・農村基本計画に基づき、多様な担い手による地域農業の維持と農村の活性化を後押しするため、改正農業経営基盤強化促進法によって法定化された「地域計画(人・農地プラン)」の策定支援を含む地域における**農地の最適利用の実現に向けた農地マネジメントを推進**するとともに、**農地の最適利用のためのモデル的な取組みを支援**

<事業の内容>

1. 地域計画策定等支援事業

10,000千円

- 市町及び市町農業委員会が行う農業利用区域における『地域計画』策定等に向けた下記取組みを支援する。
 - ① 地域での話し合い(農地維持の方向性検討のほか、水稻など作物生産検討、基盤整備事業の要否検討等も含む)の実施・取りまとめ
 - ② 将来の集積・集約化に重点を置いた農業利用区域における「目標地図」の検討・作成
 - ③ 『地域計画』の取りまとめ・公告・周知
- 市町が設定した「モデル地区」※において、「市町農地マネジメント推進チーム」による農地の最適利用の実現に向けた農地マネジメントを推進する。
 - ※ 各市町において、原則1モデル地区(複数集落でも可)を設定するよう働きかける。
- 『地域計画』策定等を含む農地の最適利用に関するマネジメントの重要性・必要性について普及啓発等を実施する。

注) 国補「地域計画策定推進緊急対策事業」を活用

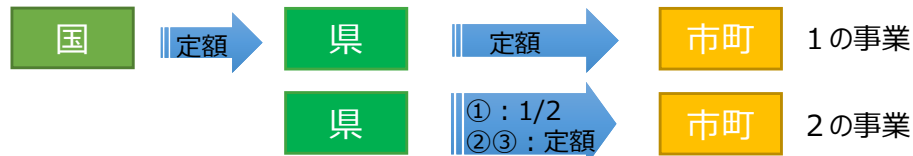
2. 農地最適利用実現モデル事業

30,000千円

農地の有効利用や低コストによる農地保全に意欲的に取り組む地域の活動を後押しするため、「モデル地区」を対象に、地域のニーズに合った簡易な基盤整備や景観・緑肥作物の栽培や鳥獣緩衝帯としての活用などの低コストによる粗放的管理に係るモデル的な取組みを支援する。(1モデル地区あたり：上限2,000千円)

- ① 農地の粗放的管理を効率的かつ低コストで行うための農業機械・施設(雑草の刈払のための機械等)の導入や環境整備(条件整備(耕起や除草剤散布を含む)、農機具収納倉庫・簡易トイレ等の整備)
- ② 農地の粗放的管理に必要となる景観・緑肥作物等の種苗代、鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林のための苗代、肥料代、農業用機械リース代等、生産性検証に必要な管理経費(上限20千円/件)
- ③ 再生利用が困難な農地の非農地化に係る事務手続きに要する経費(上限20千円/件)

事業フロー



<事業のイメージ>

地域の実態に合った「人・農地」の多様な取組みの支援



【地域での話し合い】



【目標地図のイメージ】



【粗放的管理のための条件整備】



【鳥獣緩衝帯の整備】



【省力化機械の導入】



【景観・緑肥作物の栽培実証】

モデル地区の**成果の横展開**による本県農業・農村の持続的発展

農地最適利用マネジメントの推進体制の整備 ①

モデル地区の設定

最適な農地利用のマネジメントの実現に向け、他のモデルとなるよう自ら取り組む地域を選定

目標: **15地区以上**

県

農業改良普及センター:
周知・助言(伴走支援)
土地改良課・農村整備課・
土地改良事務所
農業生産流通課:
生産作物の調整
農業経営課:
関係政策全般

県農地機構

農地中間管理事業全般

県土連

土地改良区への指導・助言



市町農地マネジメント推進チーム

市町ごとに、県(農業改良普及センター)が主導して推進
チームを設置し、農地マネジメントを推進
加えて、市町や市町農業委員会に農地マネジメントのノウハウを
蓄積し、市町等のマネジメント力の向上を促進 ⇒ 横展開へ

相互連携

県農地マネジメント推進会議

農地政策に関わる関係機関が連携し、市町農地マネジ
メント推進チームの取組みの推進に関する調整等を実施

市町

地域計画の策定

農業委員会

地域計画の策定支援

農地(遊休農地等)の
状況把握・非農地判断等

県農業会議

農業委員会への指導・助言

J A

機構と連携した農地調整



モデル地区の成果の横展開による**本県農業・農村の持続的発展**

県組織体制の再編

農政課

- 農業振興地域整備計画制度の運用
- 農地転用等の許可

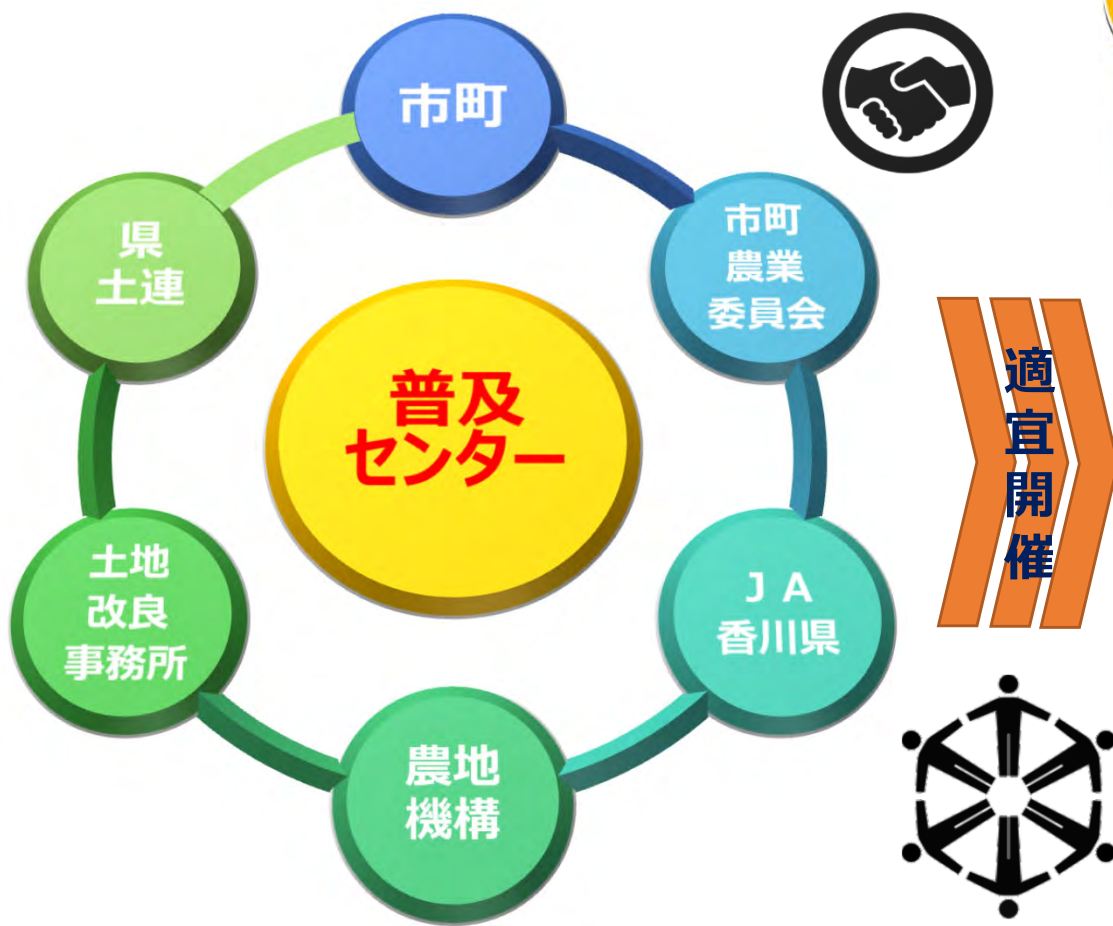
農業経営課

- 遊休農地対策・非農地化
- 農地中間管理事業

- 2課にわたる農地政策に係る体制を再編して、市町や市町農業委員会に対する窓口を統合一本化
- 面的な農地最適利用調整の成果を地域の土地利用計画(農業振興地域整備計画等)に反映させるなど、総合的な指導ができるよう体制を強化

農地最適利用マネジメントの推進体制の整備 ②

① 各市町の農地マネジメント推進チームの推進体制



普及
センター

- ① 「市町農地マネジメント推進チーム」の運営及び進行管理
- ② 「モデル地区」での地域の実践活動に対する支援活動の実施（「地域計画」の策定支援、市町における農地マネジメントの推進に係る伴走支援）

市町

- ① 地域計画の策定主体
- ② 協議の場の運営
- ③ 新規就農者や後継者などの情報提供

市町
農業委
員会

- ① 目標地区の素案の作成主体
- ② 農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供
- ③ 遊休農地の把握・情報提供

JA
香川県

- ① 組合員の経営意向の把握・提供
- ② 農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供
- ③ 組合員への情報提供

農地
機構

- ① 地域外の農地の受け手の意向把握・情報提供
- ② 農地の集積・集約化への調整活動
- ③ 農地中間管理事業による利用権設定

土地
改良
事務所

- ① 土地改良事業・施設改修の計画
- ② 土地改良施設の整備状況に関する情報提供
- ③ 土地改良区との連絡調整

県土連

- ① 土地改良区や水利関係、基盤整備等に関する情報提供
- ② 多面的機能支払交付金に関する情報提供
- ③ 土地改良区との連絡調整

② ①に係る農業改良普及センターの推進体制

次長



担い手・農地マネジメント部門

【主席:総括】各市町のモデル地区の窓口は同部門の各担当者が担う

集落営農・農畜産部門

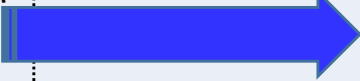
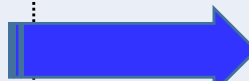
【主席:部門総括】モデル地区の実態により、各担当が参加

園芸部門

【主席:部門総括】モデル地区の実態により、各担当が参加

- 1) トップは、企画振興部門主席を兼務する「次長」とする
- 2) 各市町農地マネジメント推進チームごとに、担い手・農地マネジメント部門の担当者を窓口を設定

農地最適利用マネジメントに係る行程表（スケジュール）

年度	令和5年度 (1年目)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (3年目)	令和8年度 (4年目)	令和9年度 以降 (5年目…)
年度 目標	地域計画の検討・策定等の取組み(第1フェーズ)		地域計画等の実現に向けた 継続的な取組み(第2フェーズ)		モデル地区の支援で培ったノウハウ等を生かした 継続的な農地マネジメント支援
	・地域計画の素案作成 ・より良い地域計画づくりのための具体的な行動	・地域計画の策定 ・より良い地域計画づくりのための具体的な行動	・地域計画等の実践 ・地域計画の見直し 		
モデル地区での取組内容 (推進チームが伴走支援)	・協議の場の設置 ・課題の共通化 ①農業の将来の在り方 ②農業利用・農地保全等区域の設定 ③将来の農地最適利用の検討 ④地域計画(目標地図も含む)の素案の作成 ほか	・協議の場で同左の取組みを継続 ・地域計画(目標地図も含む)の策定	・第2フェーズを支援するための新たなモデル地区を設定 ・地域計画等に基づく農地の最適利用の実践 ・必要に応じて地域計画の見直し 		
県補助事業の活用	・より良い地域計画づくりのための具体的な行動に対する支援 ①農地の最適利用のための基盤整備や農業機械等の導入に対する支援 ②農地保全等区域の粗放的管理に対する支援 ③遊休農地の利活用に対する支援 ④遊休農地の非農地化に対する支援 		・新たなモデル地区での地域計画等の実践に向けた支援 ※①～④は共通 		
他地域への横展開 (市町主体)	・モデル地区での取組みと同時並行して、地域計画の検討・策定等の取組みを横展開 	・市町全域で地域計画(目標地図も含む)を策定	・同時並行で他地域へ横展開  		

農地最適利用マネジメントの普及啓発①

地域の農地や農業を守るため、 まずは話合いから!

なぜ、今、話合いなのでしょうが?

地域の農地や農業を守るための3つの取組み(話し合うポイント)!!

- ① 農家の経営の継続や新規就農者の確保
- ② 地域ぐるみの人づくり・農地の有効活用・保全管理などの取組み
- ③ 地域を支援する国・県・市町農業施策への取組み

話しいで皆の思いを
1つにまとめよう!

「意見の一致」を形にするためには?

地域ぐるみの話合いが必要!

- ① 10年後の農地の利用の姿を描く「目標地図」に加え、
- ② 地域農業の将来の在り方を、「地域計画」として、まとめることに

なぜ、地域計画が必要なのでしょうが?

地域計画とは、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めたものです。個々では解決が困難な課題を、地域ぐるみで解決できるよう、「意見の一致」を図り、地域計画で明文化し、地域ぐるみで取り組む必要があるためです。

なぜ、目標地図が必要なのでしょうが?

目標地図とは、将来の地域の農地利用について、一筆ごとに誰が耕作するのかを明らかにするものです。将来の農地利用を地域ぐるみで考え、だれが耕作するのか、目標地図にまとめて、見える化し、実行する必要があるためです。

農業利用を進める区域では、一筆ごとに将来の耕作者は誰なのか、農地の集積・集約化について考えましょう。また、様々な努力を払っても農業上の利用や農地として維持することが困難な区域では、農地の保全等を含め、総合的に考えましょう。

農業利用を進める区域



地域でこんな声がありませんか?



農山漁村活性化法の改正(令和4年10月1日施行)

様々な努力を払っても、農業上の利用や農地として維持することが困難な区域(農地)では、「農地保全等区域」として、より省力的かつ簡易な手法による「粗放的な利用」等を計画的に推進

粗放的な利用等により、地域の農地を維持・保全し、将来の担い手等へ継承

粗放的な利用等の例

- ① 緑肥・景観作物(レンゲ、ヒマワリなど)
- ② 飼料作物(ソルゴー、青刈トウモロコシ、牧草)
- ③ 水田の水張り→水田機能の維持、連作障害の回避
- ④ 鳥獣被害等→山際を定期的に草刈し、侵入を防止
- ⑤ ソーパー生育期間が約3か月で、省力・低コストで栽培できる

※中山間地域等農地支払交付金や多面的機能支払交付金の取組み地区では、取組内容に応じて、交付金が交付されます。



地域計画の中で、地域の農地利用に加え、保全等の話合いを行い、農地の最適利用を確保!

農業利用を進める区域

水稲や野菜などの農業生産の取組み

農地保全等区域

粗放的な利用等の取組み

目標地図(裏面参照)により、10年後の農地利用を地図で見る化



お問い合わせ先／香川県農政水産部農業経営課農地活用グループ TEL.087(832)3408

地域計画等の策定マニュアル

— 農地の最適利用の推進に向けて —



令和5年3月

香川県農政水産部農業経営課

↑地域計画に加え、粗放的利用を含めたマニュアルの作成・配布

— 目次 —

はじめに	1
□地域計画(人・農地プラン)とは	1
□地域計画の構成、策定に向けたプロセス	2
第1章 地域計画に関してのQ&A(農水省作成分から抜粋)	7
地域計画と農地の最適利用について	12
第2章 地域計画の策定と進捗管理	13
第1段階 地域計画の策定に向けた考え方の検討	13
1 地域計画の対象地域と範囲	13
2 地域計画の策定に関わる関係機関	13
3 計画策定に向けた体制づくり	14
第2段階 調査及び地域協議の実施	15
1 現状整理	15
(1)アンケート調査	15
(2)ヒアリング調査(戸別訪問方式、面接方式)	16
2 家族経営の継続に向けた検討	17
3 地域計画の策定(目標地図素案含む)に向けた農業者等の意見集約	18
(1)地域の実情に即した合意形成手法の検討	18
(2)地域協議の進め方	18
(3)ワークショップ方式による意見集約	19
4 地域課題の意見集約・整理	20
(1)地域のデータの整理	20
(2)ワークショップによる検討例	21
第3段階 地域計画(目標地図含む)の検討	22
1 目標地図の検討	22
(1)区域設定	22
(2)意向把握結果等に基づく目標地図の素案作成	23
(3)筆ごとの将来の農業を担う者の紐づけ	24
(4)筆ごとの紐づけが難しい場合などの目標地図の考え方	25
2 地域計画の検討	26
(1)地域協議	26
(2)地域で協議する事項	27
(3)農業上の利用や農地として維持することが困難な農地の検討	28
(4)地域計画の要件	29
(5)地域計画の策定	30
3 国、県、市町の農業施策との連携	30
4 地域計画(目標地図含む)策定の進捗管理の方法	32
5 地域計画の公告・公表	32
第4段階 地域計画(目標地図含む)の進捗管理と評価、計画の見直し	32
1 地域計画(目標地図含む)の進捗管理と評価の方法	32
2 地域計画(目標地図含む)の修正・見直し	33
第3章 参考資料	34
資料1 意向調査の項目(農業委員会に導入のタブレットの調査項目から)	34
資料2 地域協議のとりまとめ様式(現時点案)	37
資料3 地域計画の様式(現時点案)	39
資料4 農地の最適利用の実現に向けた農地マネジメントの推進	42
資料5 ポスター「みんなで守ろう!地域の農地」	45
資料6 テラン「まずは話合いから」、「粗放的な農地利用」	46

↑県下一円に11万部発行するJA香川県の
広報誌「きらり」と同時配布(令和5年4月号)



香川県の農家の皆様へ 令和5年度から新たな取り組みが始まります

かがやくけん、かがわけん。

香川県

これまでの人・農地プランが、「地域計画」へ変わります!

地域の農地を次世代に引き継ぎましょう!

地域には、個人の力だけでは解決が難しい様々な課題があります!

そこで、地域ぐるみの課題解決が必要になります

〇5年後、10年後、地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくのか?
〇地域の農業を、今後どのように維持・発展していくのか?
若い方や女性を含め、幅広い意見を聴きながら、地域の関係者が一体となって話し合ひましょう!

先祖代々の農地、
管理しきれない
誰か預かって
くれないかしら...



農地所有者

農地が荒れると
景観も悪いわ...



地域住民

市町では、皆さんと一緒に、農業委員会や県農地機構、JA、土地改良区、県などの関係機関と協力し、地域計画や目標地図の策定に取り組みます。

- ①10年後の農地の利用の姿を描く「**目標地図**」に加え、
- ②地域農業の将来の在り方を、「**地域計画**」として、まとめることになります!

遊休農地を解消したいけど、これ以上手を
広げられない...



農業者A

農地を借りたいけど、
誰が相続しているのか
分からない...



農業者B

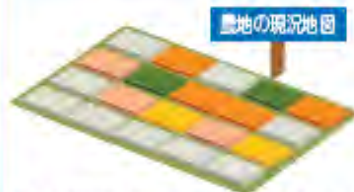
農業利用を進める区域

農業利用を進める区域では、一筆ごとに将来の耕作者は誰なのか、農地の集積・集約化について考えましょう。

一体的な取り組みが必要
農地の最適利用

様々な努力を払っても農業利用や農地として維持することが困難な区域では、農地の保全等を含め、総合的に考えましょう。

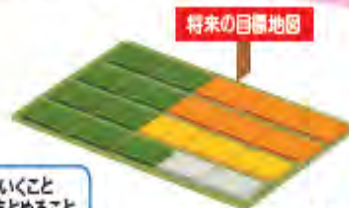
農地保全等区域



農地の現況地図

話し合いで
集積・集約化!

集積とは、農地の面積を広げていくこと
集約とは、農地を寄せ集めて、まとめること



将来の目標地図

※イメージです

- ①緑肥・景観作物(レンゲ、ヒマワリなど)
- ②飼料作物(ソルゴー、青刈りトウモロコシ、牧草)
- ③水田の水張り→水田機能の維持、連作障害の回避
- ④鳥獣緩衝帯→山際を定期的に草刈し、侵入を防止
- ⑤ソバ→生育期間が約3か月で、省力・低コストで栽培できる

※中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の取組地域では交付金の活用を検討しましょう。



緑肥ヒマワリ



飼料用ソルゴー

将来の農地利用と合わせ、集落営農の組織化も考えましょう!

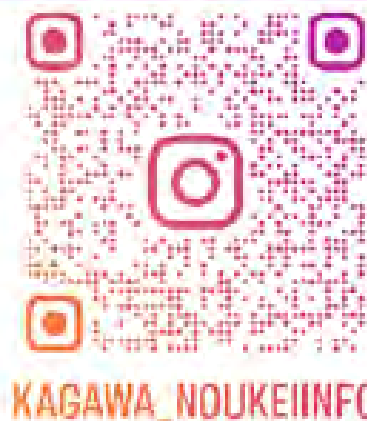
お問い合わせ先▶ 香川県 農政水産部 農業経営課 農地活用グループ 087(832)3408

日本農業新聞 香川県版に5段(H168×W378)で広告宣伝
(令和5年3月17日)

告知!!

香川県農業経営課公式SNSを開設して、農業の魅力を発信します!!

県農業経営課では、所管する業務、行事開催、当課が事務局を担う団体活動のPR、その他農業に関する課題や解決方法などの情報を発信していきます（不定期）。



このSNSを通して、少しでも農業の魅力や各産地で活躍されている生産者、生産現場の現状を知っていただければ幸いです。

随時発信していきますので、是非、「フォロー」や「いいね！」をお願いします！！

香川県農業経営課では、
Instagramを
始めました。

